

令和2年第19回教育委員会議事録

令和2年11月20日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和2年11月20日（金）午後2時00分～午後2時15分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

出席説明員 事務局次長 田 中 哲 教育政策担当部長 大 島 晃
教育人事企画課長

庶 務 課 長 都 筑 公 嗣

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法規担当係長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第90号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第91号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第92号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第93号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(報告事項)

- (1) 令和元年度体罰等実態把握調査の結果について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

議案第90号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例 施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	4
議案第91号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施 行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	4
議案第92号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例 の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	7
議案第93号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例・・・・・・・・・・	8

報告事項

- (1) 令和元年度体罰等実態把握調査の結果について・・・・・・・・6
- (2) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・7
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・7

教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和2年第19回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は折井委員から欠席とのご連絡を受けておりますが、定足数を満たしておりますので、このまま会議を進めます。

本日の会議の進め方についてですが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から簡略化させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案4件、報告事項3件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、議案第92号及び93号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく、区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第92号及び93号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議ございませんので、そのようにいたします。

それでは、まず他の議案の審議を行います。

庶務課長 それでは、所得税法等の改正に伴う、職員別給与簿の規定整備として関連がありますので、日程第1、議案第90号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第91号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上2議案を一括して上程いたします。

それでは、私からご説明を申し上げます。初めに議案第90号につきまして、ご説明いたします。

令和2年度の税制改正により、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しが行われたことから、職員別給与簿の整備を図るものでございます。

議案を1枚おめくりください。職員別給与簿の職員本人に係る所得控

除の項目名を議案のとおりに改めるものでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行することとし、本日の公布を予定しております。

次の議案第 91 号につきましても、議案第 90 号と同様の改正を行うものでございます。いずれの議案につきましても、条例の規定に基づく特別区人事委員会の同意を得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

教育長 確認ですけれども、これは、所得税法などの改正により、規則の様式を整備するということですか。

庶務課長 おっしゃるとおりです。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案ごとに採決を行います。議案第 90 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第 90 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 91 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議ございませんので、議案第 91 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。先ほど、会議の冒頭で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、報告事項 1 番については、事務局より説明いただき、報告事項の 2 番、3 番につきましては、配布された資料をもって代えることとしたいと考えておりますが、委員の皆様、何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

教育長 特にご意見がないようですので、報告事項 1 番については、事務局より説明を受け、報告事項 2 番、3 番の説明については配布資料をも

って代えることといたします。事務局より説明をお願いします。

庶務課長 それでは、報告事項1番「令和元年度体罰等実態把握調査の結果について」教育人事企画課長からご説明申し上げます。

教育人事企画課長 私からは「令和元年度体罰等実態把握調査の結果について」ご報告いたします。

これは昨年度、東京都教育委員会が実施いたしました都内公立学校における体罰等実態把握調査について、杉並区の案件を報告するものです。

調査対象、対象期間、調査方法につきましては記載のとおりでございます。

結果でございますが、令和元年度杉並区にかかる体罰事案はありませんでした。引き続き、校長会や副校長会において、管理職への指導を徹底していくとともに、各学校において、東京都からの資料を活用しながら、サービス事故防止研修を実施し、サービスの厳正についての教職員の意識を高めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

久保田委員 今回は杉並区の体罰事案なしということで、本当によかったと思います。この間の教育委員会及び各学校の取組に対して、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

全都的な傾向というのは分かりますでしょうか。

教育人事企画課長 全都的に見れば、体罰については減少傾向にはございますが、しかし、地区においては発生している、そういう状況にございます。

教育長 今、教育人事企画課長から全都的に減ってきているという報告がありました。確かに減ってきているのだろうなと思います。この調査が始まってどのくらいたちますか。10年まだたっていないかな。

当時、教員による体罰が増えてきた時期があって、力で子どもたちに言うことをきかせようということがありました。これはもう指導ではないということで、東京都が徹底的にこういうのを認めないというキャンペーンを展開し、各学校で体罰が起これないためにどうするか研修をしたり、先生が自分たちの学校のスローガンを作ったりしながら取り組んできた成果だと思えます。

体罰は、いいことは何もなくて、子どもたちの心を傷つけるだけで。教員はそれによって仕事を失ったり、自分の家族まで傷つけてしまう。いいことではないので、どんどん調べるのはいいことだなど。

ただ、調べているから、ないというのも、これはまたおかしな話であって、本来、これは人間としてやるべきではないというところを研修、教育委員会がしていると思いますけれども、そこが大事だなどと思います。

私、児童・生徒を対象にした質問紙というのは、これすごくいろいろな意見が出てくるいいところだと思うのですが、子どもっていろいろな、小さなことでも嫌なことがあったら書いたりするのですけれども、この子どものアンケートの項目というのは、どうなのか分かりますか。というものは、あなたは体罰を受けていますかという、そういうストレートな聞き方をしていないと思うのです。何か項目が1つでも分かれば教えてください。

教育人事企画課長 今、手元にないのですけれども、低学年では、学校で嫌なことはありませんかとか、授業を受けていて気になったことはありませんかとか、体罰を直接聞いているものはないと認識しております。

庶務課長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

報告事項2番、3番の説明については、配布させていただいた資料をもって代えさせていただきますので、以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここから非公開で審理をさせていただきます。

その前に、庶務課長、連絡事項をお願いいたします。

庶務課長 次の教育委員会定例会は、12月9日水曜日、午後2時からを予定してございます。

どうぞよろしく申し上げます。以上です。

教育長 それでは、傍聴者の方、ご協力をお願いします。

(傍聴者 退出)

教育長 では、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、日程第3、議案第92号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

私から説明をさせていただきます。特別区人事委員会は本年 10 月 23 日、各特別区の議会及び区長に対して、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の特別給の年間支給月数が、民間の特別給を 0.05 月分上回っていることから、年間の支給月数を 0.05 月引下げ、4.6 月とするものでございます。

また、この支給月数の引下げ分につきましては、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引くこととされました。特別区におきましては、この勧告の取扱いにつきまして、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。

このことに伴いまして、幼稚園教育職員の給与を改定するため、条例を改正するものでございます。なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2 条建てとしてございます。

それでは、改正内容につきまして資料に沿ってご説明を申し上げます。議案の最後から 2 枚目に添付しております、資料 2 「給与改定の概要」をご覧ください。この表には「期末手当及び勤勉手当」の支給月数を現行、令和 2 年度、令和 3 年度に分けて記載をしてございます。職員及び管理職員の期末手当につきましては、年間支給月数を「0.05 月」引下げ、年間の支給月数を「4.6 月」とし、再任用職員及び再任用管理職員につきましては、「2.4 月」とするものでございます。

最後に施行期日でございます。第 1 条による改正は公布の日から施行し、第 2 条による改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第 92 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 92 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 4、議案第 93 号「杉並区学校教育職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

引き続き、私からご説明をさせていただきます。先ほど議案第 92 号で説明をしたとおり、特別区人事委員会は職員の期末手当の支給月数を 0.05 月引き下げるよう勧告したところでございます。区におきましては、このことを踏まえ、慎重に検討を進めた結果、期末手当を引き下げることといたしました。

このことに伴いまして、学校教育職員の給与の改定をする必要があるため、条例を改正するものでございます。なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2 条建てとしてございます。改正の内容は幼稚園教育職員と同様のものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

この件につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。

教育長 これは区費教員だと思っておりますけれども、いわゆる東京都の職員との整合性とか、東京都の職員との違いというのは出ているのですか。

教育人事企画課長 東京都の場合は 0.1 月でありました。区費教員の場合は、今回は区に倣ってということで 0.05 月としております。

教育長 その辺りが、基本的には区費教員と都費教員と同じにしているのです、いろいろなことを。だけど、給与に関しては非常に難しいところで、特別区という制度と東京都というのと、そこはできるだけ、言葉は変ですけども、どっちが得とか、どっちが損みたいにならないように、同じ仕事をしているので、その辺りは、できるだけそろうほうがベストなのだろうなとは思っています。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 93 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 93 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

以上で本日本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。